

入札(契約)条件

特別史跡遠江国分寺跡木製燈籠製作業務委託

- 1 この工事は令和8年度から令和10年度にわたるものである。
- 2 令和8年度の支払いは、木材調達に係る費用を対象とし、29,304,000円(税込)を限度とする。また、令和9年度の支払いは、木工事に係る費用(令和8年度支払い分を除く)を対象とする。残額は令和10年度に支払う。ただし、令和8年度の支払額は、施工対象物の出来形部分に相応する請負代金相当額の10分の9以内とする。
- 3 発注者は予算上の理由等により、第2項の支払限度額及び前払金の額を変更することができる。